

# 山梨県荒廃農地対策指針

平成28年2月  
(平成30年12月一部改正)  
(令和2年8月一部改正)  
担い手・農地対策課

## 第1 指針策定の経緯

農地は農業生産の基盤であり、食料の安定供給のためにその有効活用を図ることが必要であるが、近年、担い手の減少や高齢化等により荒廃農地が増加し、その対策が急務となっている。

本県では、平成20年に「山梨県耕作放棄地再生活用指針」、市町村においても「市町村耕作放棄地再生活用5ヶ年計画」を策定し、国のガイドラインも踏まえながら、地域の実情に応じた総合的な対策を講じてきた。

その後も平成23年策定の「やまなし農業ルネサンス大綱」で目標とした、平成26年度までの耕作放棄地解消面積1,250ha達成に向けて取組を推進し、1,411haを解消してきた。

平成26年3月には、「山梨県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」により、令和5年度までに耕作放棄地を累積3,000ha解消するという目標を設定した。

また、平成27年策定の「新・やまなし農業大綱」において定めた、平成31年までの耕作放棄地解消面積2,310haの達成に向けて取組を推進し、平成30年までに累計2,234haを解消してきた。更に、令和元年12月策定の「やまなし農業基本計画」においては「効果的な荒廃農地対策の推進」を主な施策に位置づけ、令和4年までの荒廃農地解消面積累計2,870haの達成に向け、より積極的な取組を関係機関が連携して推進するため、本指針を策定するものとする。

## 第2 取組の方向

国では、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）に係る目標として、令和12年度までに荒廃農地の発生防止170,000ha、解消50,000haを掲げている。

本県の荒廃農地面積は、平成26年に実施した「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（以下「荒廃農地調査」という。）」によると、6,670haであり、うちA分類（再生利用が可能な荒廃農地）が2,735ha、B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）が3,935haと依然高い水準にある。

荒廃農地は、農地の効率的利用や利用集積の障害になるとともに、病害虫や有害鳥獣の被害拡大にもつながることから、本県農業の振興を図る上では、荒廃農地の早期解消とともに、発生防止対策を推進することが必要となってい

る。

このため、荒廃農地を以下の区分に分類したうえで、地域の実情に即した活用により解消を進める。

### (1) A分類農地（青地）

「荒廃農地調査」において「A分類」と区分された農地のうち「農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）」に基づく農用地区域内の農地（青地）を「優先解消農地」に位置付け、優先的に解消する。当該農地及びそれを取り巻く地域の状況等に応じてさらに次の区分に分類する。

#### ① 「担い手に集積する農地」

農地の集団的利用や産地維持の妨げになっている荒廃農地で、担い手等への集積が可能な農地については、農地中間管理機構の機能を十分に発揮し、必要に応じて基盤整備事業を導入し、集積・集約を図る中で解消を推進する。

#### ② 「多様な活用方法により保全を図る農地」

中山間地域等で担い手等への集積や営農再開は難しいが、周辺農地への影響を及ぼさないよう保全すべき農地については、都市農村交流の場への活用等、地域の実情に合った多様な活用方法により保全管理を推進する。

また、今後耕作が困難となることが想定される農地については、上記に加え、日本型直接支払制度等を積極的に活用し、新たな荒廃農地発生を防止する。

### (2) A分類農地（白地）、B分類農地

① 「荒廃農地調査」において「A分類」と区分された農地のうち、「農振法」に基づく農用地区域外の農地（白地）は、周辺農地との一体的利用を検討する。

② 同調査において「B分類」（再生困難）と判断され、復元しても継続利用が見込まれない農地等については、原則として非農地化する。



## 第3 取組の内容

### 1 荒廃農地情報の把握・整理と積極的な活用

#### (1) 荒廃農地の実態把握と解消計画の作成

荒廃農地の態様や発生要因、講ずるべき対策は個々の農地により異なってくる。従って、荒廃農地解消を推進していくためには、実態把握を十分に行う必要がある。

- ①市町村と農業委員会は、連携して「荒廃農地調査」及び農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」を併せて実施する。

具体的には、前年度の調査結果に基づく図面を参考に現地確認を行い、農業委員等による判断により「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査表」に「A分類」「B分類」または「非農地判断済み農地」「転用」に区分して整理し、荒廃農地の実態把握を行う。

- ②農業委員会は、農地法第32条第1項に規定する「利用意向調査」により所有者の意向を把握し、法律に基づいた手続きを行う。
- ③上記調査結果を基に把握した荒廃農地のうち「優先解消農地」については、「担い手に集積する農地」「多様な活用方法により保全を図る農地」に区分して、具体的な解消計画を作成する。

#### (2) 優先解消農地を中心とした情報発信

解消可能な優先解消農地については、所有者の意向に基づき、個人情報の取扱いに配慮しつつ、関係機関で情報共有するとともに、市町村等のホームページ、全国農地ナビを活用するなど、農地情報を積極的に発信する。

#### (3) 農地の出し手と受け手のマッチング

農地中間管理機構を中心に、農業委員や農地利用最適化推進委員をはじめとする関係機関が連携し、優先解消農地の出し手と受け手のマッチングを行う。

### 2 荒廃農地の解消と発生防止に向けた取組の推進

#### (1) A分類農地の活用方策

##### ① 多様な担い手による解消・利用集積

農業振興上重要な農地は担い手に集積し、良好な生産活動を維持していくことが必要である。このため、認定農業者や地域営農組織等だけでなく、新規就農者や他業種の企業、JA出資型法人等についても荒廃農地等を借り受ける担い手となり得ることから、その参入等を積極的に進めることとし、担い手への農地集積・集約化を推進する農地中間管理機構や農業会議、農業委員会、JAグループ山梨担い手サポートセンター等の関係機関とも連携を図りながら、荒廃農地等の所有者との調整、受け入れ・相談

体制の整備、営農定着のための技術指導や助言等丁寧なサポートを行う。

## ② 各種助成制度等を活用した取組の推進

### ア. 基盤整備の推進

土地条件が悪く基盤整備が進んでいないことが、耕作を放棄した要因であることが多く、基盤整備を実施し、営農条件が改善された地区では荒廃農地の発生が少ない傾向にある。

地域の合意形成を促進するとともに、それに基づきほ場、農道、水路などを良好な営農条件に整えるため、必要な基盤整備事業を活用する。

### イ. 各種事業を活用した荒廃農地の解消

荒廃農地解消に係る国や県、市町村が実施する各種事業を活用した刈り払いや抜根等の再生作業、整地や進入路整備等の条件整備による耕作可能な農地への再生を行うとともに、農地中間管理事業等を活用し、新規就農者を含む新たな担い手への農地集積・集約化を推進する。

### ウ. 地域の共同活動や話し合いの推進による荒廃農地発生防止

現在耕作されている農地や今後耕作が困難となることが想定される農地についても、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用して地域ぐるみで農地の保全管理を行うことにより、新たな発生防止を図る。

また地域内で、農地の貸借希望や農地中間管理機構の活用、担い手への集積等について「人・農地プラン」を活用した話し合いの機会を設け、農地の積極的な活用を図る。

## ③ 従来の営農にとらわれない多様な取組の推進

「多様な活用方法により保全を図る農地」については、従来の農地としての活用にとらわれず、多様な活用方法を推進する。

### ア. 畜産農家等による利用促進

畜産農家等による自給飼料生産としての活用、また山羊や肉用牛等の放牧により繁茂した草を飼料として活用する等、関連事業を活用して畜産での活用も検討する。

### イ. 地域の実情に合った新規作物の導入

中山間地域を中心とした高齢化が進んでいる地域では、高齢者にも生産可能な省力作物の導入を検討するとともに、農産物直売所の利活用推進を図り、生産意欲を向上させる地域特産品の導入や販路拡大に努める。

また、新規導入作物の実証ほ場に活用したり、薬用植物や景観作物を栽培する等、地域の実情に合った新規作物の導入を推進する。

#### ウ. 都市農村交流による活用

農業者が自らの営農のために耕作する農地としてだけではなく、市民農園や都市住民との交流を図る農作業体験農園等としての活用も検討する。

#### ④ 荒廃農地の解消に向けた気運の醸成

荒廃農地の有効利用方策や未然防止に向けた取組を検討するための研修会を開催するとともに、県内における優良な取組を紹介・表彰することにより、荒廃農地の解消に向けた気運の醸成を図る。

また本指針の荒廃農地対策における関係機関の連携体制や補助事業について、パンフレットやチラシによる周知のほか、関係機関や農家等を対象とした説明会の開催やホームページを通じた情報提供等により、農地の有効活用を推進する。

### (2) B分類農地の取り扱い

「荒廃農地調査」において「B分類」と区分された農地は、一体的土地利用への支障や周辺農地への影響、将来的な土地利用などを十分勘案し、対象地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについて、市町村農業委員会が判断するとともに、対象地が「農地」に該当しない旨の判断をした場合は、農地台帳上の扱いを非農地とする手続きを進める。

#### ① 農地法第2条第1項の「農地」に該当しないもの

農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地で、次のいずれかに該当するもの。

#### ア. その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

##### 【例】

森林化や原野化（表土が流出し、岩石が露出している等）による農地の荒廃化が著しく、開墾に匹敵するような条件整備を行わなければ、対象地を農地として利用できない場合。

#### イ. ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

## 【例】

周囲の土地（山林等）からの直接的な影響（雑木の根、種子、土砂、水等の侵入等の自然的障害、日照等の気象的な障害等の悪影響）により、農地としての維持や継続的利用が困難な場合。

### ②農用地区域からの除外

既に山林原野化し、「荒廃農地調査」において「B分類」と区分された農用地区域内の農地で、基盤整備事業の実施が困難な農地については、農振法第12条の2第1項に基づく基礎調査を行わなくても「経済事情の変動その他情勢の推移」により農用地区域からの除外が可能とする。

ただし、このような農地については、次のいずれにも該当する場合を除き農用地区域から除外せず、農振法第10条第3項に規定する「農用地等とすることが適当な土地」に該当するものとして、農用地区域に残置しておくことが適当である。

- ア 農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地
- イ 当該土地を除外（除外後の開発行為を含む。）しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがない土地（具体的には以下の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する土地）
  - (ア) 周辺の農業用排水施設等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない土地
  - (イ) 周辺の農用地等において、土砂の流出・崩壊等の災害を発生させるおそれがない土地

## (3) その他

### ①農地の相続等の届け出

農業委員会は、相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の3に基づき、農業委員会へ届出が必要である旨について周知するとともに、届出をした者に対し、農地の適正かつ効率的な利用を図るため、所有権の移動等必要な措置を行うことで、荒廃農地の発生を未然に防止する。

### ②関係機関の連携強化

県耕作放棄地対策協議会、地域耕作放棄地対策協議会、農地中間管理機構、各市町村、農業会議、農業委員会及びJAグループ山梨担い手サポートセンター等の関係機関においては、関連補助事業や担い手の情報等を共有することにより、効果的に荒廃農地対策を推進するため、より一層の連携を強化する。